

令和2年度

山口市老朽危険空家等除却促進事業補助金
募集要項

募集期間

令和2年5月1日(金)

～ 令和2年5月29日(金)

令和2年5月

山口市地域生活部生活安全課空家対策室

山口市では、市内にある老朽危険空家等を除却する工事のうち、所在地内全ての空家等を除却する工事を対象とした補助金制度「山口市老朽危険空家等除却促進事業補助金」の補助対象者を募集します。


御希望の所有者等の方は、次により御応募ください。

I 補助金の概要

1. 補助金の目的

老朽化して倒壊や一部落下のおそれがある危険な空家等の除却に対して補助金を交付することで、市民の安全で安心な居住環境の形成を図ることを目的としています。

2. 用語の定義

「空家等」	居住その他の使用がなされていないことが、直近の約1年間常態である家屋とそれに付属する工作物をいう。
「老朽危険空家等」	次の全てに該当する空家等をいう。 ①主たる構造が 木造 若しくは 軽量鉄骨造 の建築物 ②別表1に定める基準において、判定区分「空家の不良度・危険度」の評点の合計が100点以上であり、かつ、「空家の周囲への影響度」の評点の合計が100点以上のもの 【老朽危険空家等の例示】 
「所有者等」	次のいずれかに該当する個人をいう。 ① 老朽危険空家等の所有者 ② 老朽危険空家等の所在する土地(所在地)の所有者 ③ ①又は②の相続人
無接道等敷地	空家等の所在する土地が道路に接していないか、あるいは接していても次のいずれかに該当する接道状況の悪い敷地をいう。 ① 接する道路の幅員が2メートル未満であるもの ② 道路に接する間口が2メートル未満であるもの ③ 接する道路が階段状であるもの ④ その他これらに類するものとして市長が認める敷地

3. 補助対象者

- (1) 所有者等であること。
- (2) 山口市税の滞納がないこと及び山口市空家等対策事業により市が実施した緊急安全措置等に係る費用請求について未納金がないこと。
- (3) この要綱に基づく補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 山口市暴力団排除条例(平成23年条例第33号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは

は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第2項に基づく、勧告を受けていないこと。

(6) 補助金の要件を満たすため、対象の老朽危険空家等を故意に破壊及び放置をした者でないこと。

4. 補助対象事業

市内にある老朽危険空家等を除却する工事のうち、所在地内全てを更地にする工事(以下「除却工事」という。)であって、市内に事務所を置く事業者に解体業務を請け負わせるものとする。

5. 補助金額及び補助対象経費

	補助率	補助金額	補助対象経費
除却工事	補助対象経費の3分の1	上限50万円	老朽危険空家等の除却及び処分に要する費用 <u>※草木の除草伐採及び処分に要する費用は除く</u>

※ 老朽危険空家等の所在する土地が無接道等敷地である場合は、額に10万円を加算する。

※ 補助金の交付額の計算において、千円未満は切り捨てるものとする。

6. 補助対象事業の選考について

予算の範囲を超えて補助金の申請があった場合においては、別表1による評点の総合計の高いものから対象とします。

7. 補助対象事業の期間について

補助対象事業は、令和3年3月末までに事業を完了し、「事業完了報告書」を市へ提出する必要があります。

II 申請方法

1. 申請者

申請者は補助対象者となります。

2. 申請書類

(1) 実施計画書

(2) 老朽危険空家等の除却工事費見積書(写し)

※解体と草木の除草伐採の明細のわかるもの

(3) 対象土地建物の固定資産税都市計画税納税通知書又は課税台帳記載事項証明書又は登記全部事項証明書等(写し)

(4) 位置図

(5) 現況写真

※無接道等敷地加算の対象となる場合は接道状況が明らかな写真も添付すること

(6) 山口市税の滞納のない証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

3. 募集期間・受付場所・問合せ先

申請希望者は、申請書類を提出される前に、あらかじめ申請する旨を御連絡下さい。

(1) 募集期間

令和2年5月1日(金)～ 5月29日(金)

(2) 受付場所・問合せ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市役所地域生活部生活安全課空家対策室(山口市役所3階)

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

電話 083-934-2915 FAX 083-934-2644

(3) 申請書類は、持参又は郵送してください。

4. 留意事項

(1) 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。

(2) 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合には、申請を無効とします。

(3) 申請書類に不備がある場合は受け付けできません。

(4) 申請書類は、返却いたしません。

Ⅲ 補助金交付の手続き

別表2「補助申請手続きの手順」を御参照ください。

別表1

判定区分	項目	評価内容	評点	
空家の 不良度・ 危険度	基礎の構造	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁又は界壁の構造	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
	基礎、土台、柱又ははりの腐朽又は破損の程度	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	外壁又は界壁の腐朽又は破損の程度	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根の腐朽又は破損の程度	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
		屋根が著しく変形したもの	50	
	合計	各項目の何れかに該当するもので、合計が100点以上…危険度の高い老朽危険空家等 (A)		
空家の 周囲への 影響度	外壁又は屋根等	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に強風等により飛散する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	15	
		外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25	
		外壁、屋根材等が道路又は隣接地に倒壊する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	50	
	景観	景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの	15	
	隣家と隣接の有無等	現に使用されている住宅に隣接しているもの	15	
		現に使用されている住宅に複数隣接している又は現に使用されている隣接する住宅の敷地が空家の敷地より低い位置にあるもの	25	
	隣家との距離	空家から隣地境界線までの水平距離が空家の高さ以内であるもの	15	
		空家から隣地境界線までの水平距離が空家の高さの半分以内であるもの	25	
	道路河川等と隣接の有無等	道路又は河川・用水路等に隣接しているもの	15	
		隣接する道路又は河川・用水路等の土手等が、空家の敷地より低い位置にあるもの	25	
	道路河川等との距離	空家から道路又は河川等との境界線までの水平距離が空家の高さ以内であるもの	15	
		空家から道路又は河川等との境界線までの水平距離が空家の高さの半分以内であるもの	25	
DID 地区	人口集中地区内のもの	25		
地元要望等	地元から苦情・通報・相談が寄せられているもの	25		
合計	各項目の何れかに該当するもので、合計が100点以上…周囲への影響度の高い空家 (B)			
解決困難度	本要綱第5条第2項に掲げる加算に該当するもの又は山口市長期放置空家相続手続等促進事業補助金交付要綱第4条第1項イ又はロに該当するもの (C)		25	
総合計	(A) + (B) + (C)			
備考	一の項目につき該当評価内容が二又は三ある場合においては、当該項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。			

別表2 補助申請手続きの手順

